第81号
PIWU
郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS
2019年　5月1日

●発　　行●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　田中　孝史
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

時短に逆行する特別条項

過去には残業2時間が限度だった

政府の進める「働き方改革」で今年度は残業に関する協定が変わっています。東京は1日最高4時間、月45時間、年間360時間。特別条項は昨年と同じ年間600時間ですが、1日最高5時間、月80時間（6回まで）、12月は99時間までできるようにしたことは問題です。

郵便関係は残業が当たり前のように行われています。集配の場合は欠員で業務が行われていることや、業務量に見合った要員配置がされていないからです。

集配労働者が残業を行った場合に2時間が限度であり、それ以上やると疲れが抜けず健康面でも影響が出てきます。20年以上前の都内各局は、残業は1時間、やっても2時間でした。4時間残業は年末年始に限られていました。そういうことを覚えている人には今の平常時に4時間残業になっているのは異常としか言いようがありません。

長時間労働をなくしていくのが「働き方改革」ならば残業を前提にした業務の見直し、残業をやる場合には2時間以内に抑えるようにしていくべきではないでしょうか。そのためには欠員の補充、業務量の増大に見合った人員を配置していくべきです。そして、残業なしに生活できない低賃金を大幅な賃上げで生活できる賃金にしていくことです。

特別条項は適用するな

特別条項の月80時間は過労死をうむ時間であり、時間短縮の流れに逆行しています。しかもこの時間は日勤、夜勤を一人の担当者が通し勤務させることが可能となります。今年も年度末に通し勤務を多くの人がやっていました。休息・休憩時間を短時間で済ませ11時間、12時間労働になっている事例もあります。そうした勤務が常態的になっていくことが考えられます。

長時間・過密労働は、過労死への道です。命と健康を守っていくためには特別条項は適用させないようにしていくことです。8時間働けば普通に生活できる賃金、誰もが安心して働き続けられる職場にしていくためにも郵政産業ユニオンに加入して頑張っていきましょう。

４月１５日、「最低賃金は１５００円」を求めて渋谷ハチ公前で宣伝

労働相談・組合加入は・・・電話０３－３５３５－５４４７　　piwutokyo@yahoo.co.jp